

特定機能病院及び地域医療支援病院の見直しに関する議論の整理（たたき台）

令和元年 ○ 月 ○ 日
特定機能病院及び地域医療支援病院
のあり方に関する検討会**I. はじめに**

- 平成4年（1992年）の第2次医療法改正により特定機能病院が、平成9年（1997年）の第3次医療法改正により地域医療支援病院が、それぞれ医療法に位置づけられた。
- その後、特定機能病院については86医療機関（令和元年（2019年）6月1日時点）、地域医療支援病院については607医療機関（平成30年（2018年）12月1日時点）がそれぞれ承認されている。
- 特定機能病院及び地域医療支援病院それぞれを取り巻く状況を踏まえて本検討会において行った議論について、以下のとおり整理する。

II. 特定機能病院について**1. 経緯**

- 特定機能病院は高度かつ先端的な医療を提供する使命を有しており、患者がそうした医療を安全に受けられるように、高度な医療安全管理体制の確保がなされる必要がある。群馬大学医学部附属病院、東京女子医科大学病院の事案を契機として、特定機能病院におけるガバナンス体制を強化し、高度な医療安全管理体制を確立するため、近年、下記のとおり特定機能病院の要件について見直しが行われた。
- まず、平成28年（2016年）6月10日、医療法施行規則の改正により、医療安全管理に関して要件が見直された。また、医療法の改正（「医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）」）と、医療法施行規則の改正（平成30年（2018年）5月30日）により、ガバナンスに関して要件が見直されている。
- 「医療法等の一部を改正する法律」に関する国会の議論において、特定機能病院の第三者評価の重要性が指摘され、参議院の付帯決議には以下の記載がある。

医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）

（平成29年（2017年）6月）（抄）

五、特定機能病院におけるガバナンス体制の強化及び安全で適切な医療の提供を定常化し、高度の医療安全の確保を図るために、特定機能病院の承認後の更新制の是非について検討するとともに、広域を対象とした第三者による病院の機能評価を承認要件とすること。

2. 第三者評価の現状について

- 我が国で実施されている第三者評価としては、「公益財団法人 日本医療機能評

価機構」が実施する「病院機能評価」、「Joint Commission International」（以下、「J C I」という。）が実施する「J C I 認証」、「I S O規格」に基づく「IS09001」がある。

（１）病院機能評価

- 病院機能評価は、公益財団法人 日本医療機能評価機構により、我が国の病院を対象に組織全体の運営管理および提供される医療について科学的・専門的な見地から評価を行うツールであり、病院の質改善活動を支援するもの、と位置づけられている。
- 我が国では、令和元年（2019年）５月時点で、2,181の病院が病院機能評価の認定を受けている。
- 特定機能病院に求められる高度の医療、高度な医療安全管理体制等に着目した第三者評価として、「一般病院３」というプログラムが新設され、平成30年（2018年）４月より実施している。
- 令和元年（2019年）５月時点で、10の特定機能病院が一般病院３の認定を受けている。また、64の特定機能病院が、200床以上の一般の病院を対象とした一般病院２の認定を受けている
- 本検討会において、一般病院３について日本医療機能評価機構よりヒアリングを行い一定の評価を得たが、その際、高度の医療安全管理体制、ガバナンスの評価は、さらに重点的に行うべきなのではないかとの指摘もあった。

（２）J C I 認証

- J C I 認証は、米国を本部として国際的に事業を展開するJ C Iにより、国際基準で医療の質、患者安全を担保する医療機関を認証するプログラム、と位置づけられている。
- 令和元年（2019年）５月時点で、J C I 認証を受けている医療機関は我が国で29、うち特定機能病院は３病院である。

（３）I S O規格に基づくIS09001

- IS09001は一貫した製品・サービスを提供し、顧客満足を向上させるためのマネジメントシステム規格である。対象は医療機関に限定されない。また、施設単位の認定だけでなく、法人単位、病院等の部門単位の認定もなされる。
- 医療機関に関連して認定されているものは令和元年（2019年）５月時点で我が国に123ある。

3. 第三者評価の基本的考え方について

議題１の議論を踏まえ記載

4. 見直しについて

議題 1 の議論を踏まえ記載

5. 今後の検討課題

議題 1 の議論を踏まえ記載

Ⅲ. 地域医療支援病院について

1. 基本的考え方

- 医療審議会による「今後の医療提供体制の在り方について（意見具申）」（平成 8 年（1997 年）4 月 25 日）において、地域医療の充実・支援を行う医療機関の在り方として、「地域で必要な医療を確保し、地域の医療機関の連携等を図る観点から、かかりつけ医等を支援する医療機関の位置付けを検討することが必要である。このような医療機関としては、一定規模の病床を有し、救急医療の実施や在宅医療の支援、施設・設備の開放等を行うとともに、地域の医師等医療関係者に対する研修、医療機関に対する情報提供等の機能を持つことが適当である。」とされた。これに基づき、平成 9 年（1997 年）の医療法改正において地域医療支援病院が創設された。
- 現状、地域医療支援病院には、①紹介患者に対する医療の提供、②医療機器の共同利用の実施、③救急医療の提供、④地域の医療従事者に対する研修の実施、の 4 つの機能が求められている。
- 基本的考え方として、地域医療支援病院は、「紹介患者に対する医療の提供や救急医療の提供等、地域で必要とされる様々な取組を通じて、かかりつけ医等を支援する医療機関」と位置付けられてきたと考えられる。

2. 現状及び課題について

（１）かかりつけ医等を支援する機能について

- 地域医療構想の達成に向けて、地域医療支援病院は、「新公立病院改革プラン」または「公的医療機関等 2025 プラン」を策定し、地域医療構想調整会議で協議することとなっており、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえ、地域

医療支援病院でなければ担えない分野へ重点化することが求められている。

- 全国を見渡せば、地域医療支援病院が全くない二次医療圏もあれば、10以上の地域医療支援病院が所在する二次医療圏もあり、地域医療支援病院がその制度趣旨を踏まえた役割を果たしているのか疑義が生じている。
- 地域医療支援病院、郡市区医師会、都道府県を対象とした実態調査の結果によれば、地域により、様々な医療機能が不足していると認識されている。具体的には、郡市区医師会からの半数を超える回答においては、「医師確保に資する体制整備」、「周産期医療」、「小児医療」等の機能が不足しているとの回答があった。
- これらを踏まえると、地域医療支援病院には、地域の実情に応じて、真に地域で必要とされる医療を提供することが求められていると考えられる。

（２）医師少数区域等を支援する機能について

- 地域医療支援病院には、地域医療を支援する病院として、医師少数区域等を支援する機能が求められている。医師偏在対策について議論された、「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会」による「第２次中間取りまとめより抜粋」（平成29年（2017年）12月21日）に、以下の記載がある。

4. 具体的な医師偏在対策

（4）医師の少ない地域での勤務を促す環境整備の推進

② 医師派遣を支える医療機関等に対する経済的インセンティブ等

- 医師個人に対するインセンティブのみならず、医師派遣要請に応じて医師を送り出す医療機関、認定医師によって質の高いプライマリ・ケア等が提供される医療機関等、認定制度の実効性を高める医療機関について、税制、補助金、診療報酬上の評価等の対応について検討し、必要な経済的インセンティブが得られる仕組みを構築すべきである。
- 特に、医師派遣等の機能を発揮する医療機関の評価の検討に当たり、地域医療を支援する立場にある地域医療支援病院については、医師派遣機能や、プライマリ・ケアの研修・指導体制の確保などその環境整備に一定の機能を果たすものについて評価を行うこととし、その役割、機能、評価の在り方等を含めて、別途検討すべきである。

- 現状においても、7割程度の地域医療支援病院が医師派遣等を実施している。具体的には、実態調査において、回答のあった地域医療支援病院のうち、73.7%が、「巡回診療の実施」、「医師派遣機能（代診医の派遣を含む）の実施」、「総合診療の部門を持つ」のいずれかを満たしていた。

※ 実態調査は医師少数区域等が設定されていない中実施しており、医師派遣等による支援先が医師少数区域等に限定されていないことに留意する必要がある。

3. 見直しについて

（１）基本的考え方について

- 現状及び課題を踏まえると、地域医療支援病院の基本的な役割として、医師少数

区域等を支援することも加えるべきである。

- 地域医療支援病院は、「地域で必要とされる様々な取組を通じて、かかりつけ医等を支援するとともに、医師少数区域等を支援する医療機関」と位置付けることができる。

(2) 地域でかかりつけ医等を支援するために必要とされる機能の見直し

- 地域ごとに地域医療支援病院に求められる機能が異なることを踏まえ、都道府県知事の権限により、地域の実情に応じて要件を追加できることとすべきである。
- 具体的には、地域医療構想調整会議における協議において、地域でそれぞれの地域医療支援病院が果たすべきとされた機能については、都道府県医療審議会における審議を経て、その実施を当該地域医療支援病院の責務とすべきである。

(3) 医師少数区域等を支援する機能について

- 医師少数区域等を支援する機能は、地域医療支援病院に求められている機能であり、全ての地域医療支援病院が実施すべきである。
- 具体的には、以下の3つのうち、いずれかを満たすことを全ての地域医療支援病院の承認要件及び責務とすべきである。
 - ・ 医師少数区域等における巡回診療の実施
 - ・ 医師少数区域等の医療機関への医師派遣機能（代診医の派遣を含む）の実施
 - ・ 総合診療の部門を持ち、プライマリ・ケアの研修・指導機能を持つ
- この場合、すでに承認されている地域医療支援病院に対しては、新たな機能を要件として求めることから、十分な経過措置を設けるべきである。

※なお、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により、医師少数区域等で勤務した医師を厚生労働大臣が認定し、この認定を受けた医師であることを一定の病院の管理者の要件とすることとしている。この管理者要件の追加の対象となる病院は、「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 第4次中間取りまとめ」において「地域医療支援病院のうち医師派遣・環境整備機能を有する病院」とされているが、地域医療支援病院の承認要件を上述のとおりにした場合、対象となる病院は全ての地域医療支援病院となる。

4. 今後の検討課題

- 地域の実情に応じた要件の追加について、都道府県が地域の実情に応じて適切に運用できるよう、さらなる検討が必要である。
- 地域医療支援病院が制度として一定の役割を終えたとの意見もあった。地域医療支援病院が、地域医療構想や、地域の医療提供体制の中で、真に必要な役割を果たしているかどうか、今後も検証が必要である。